

成障第191号
令和3年4月9日

訪問入浴サービス事業所 各位

成田市障がい者福祉課

地域生活支援サービス費の改定について（通知）

日頃より、本市の障がい者福祉行政にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本市の地域生活支援サービス費のうち、訪問入浴サービスに係る基準額は、厚生労働大臣が定める1単位の単価（平成27年厚生労働省告示第93号）及び指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生労働省告示19号）に基づき算定しています。

このたび、令和3年度の報酬改定が行われたことに伴い、令和3年4月1日から、本市の地域生活支援サービス費助成の基準額を別添のとおり改定することとなりましたので、通知いたします。

なお、改定後の基準額は、令和3年4月提供分から適用となりますので、ご注意ください。（令和3年4月請求分は、令和3年3月提供分ですので、改定前の基準額で算定してください。）

貴事業所におかれましては、お手数をおかけいたしますが、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

（お問い合わせ先）

〒286-8585 成田市花崎町760番地

成田市役所 障がい者福祉課

電話：0476-20-1539

FAX：0476-24-2367

E-mail：shofuku@city.narita.chiba.jp